



有機農産物生産基準運用細則

第 5 版

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

改訂履歴

版	改訂事項	制改訂日
1 版	2000年2月29日制定 2000年3月26日改定 2000年8月7日農水省指摘により一部改定 理事長・生産委員長決済 2001年2月16日農林水産省指摘により一部改定 浄化水田の確認方法の件 委員長会議決済 2001年11月1日 農薬の保管についての基準追加 2001年11月1日 有機農産物を取り扱う作業場の基準追加 2001年11月1日 ラジコンヘリが使用される場合の有機栽培水田への飛散防止について追加 2002年5月19日 有機栽培水田の周辺で航空防除が行われる場合の飛散防止について追加 2002年6月29日 記録の管理及び記録の保存について追加 2004年 揮発性有害化学物質についての認証委員会からの提言公表 関連法規の扱いについて認証委員会判断を追加 2005年 茶刈り機の刃の潤滑油について認証委員会で整理 育苗用土の採取地の確認事項等について認証委員会で整理	
2 版	2005 年定例見直し	2005 年 2 月 11 日から 5 月 30 日
第 3 版		2006 年 6 月 24 日 基準策定委員会にて改訂 2007 年 1 月理事会承認
第 4 版	基準策定委員会にて以下、2 点を追加 緩衝帯の解除についての指針 別表 1 その他の資材において遺伝子組み換え	2007 年 3 月 24 日

	の分別管理を求める「原材料の生産段階」の範囲について	
第 5 版	転換初年度の栽培区分、ラジコンヘリ緩衝帯距離変更、用水・河川の区別、カドミウム基準値設定の方向性、購入たい肥・土壌改良材の要件、不適合品発生時の処置、農薬等の使用・保管・管理等	2009 年 5 月 9 日

、生産及び収穫後の管理にかかわる施設

1、生産圃場の特定と圃場暦

1.1 圃場看板

【推奨】

有機農産物生産圃場には、看板をたて、誰もがそこを有機農産物生産圃場であることを理解できるようにすること。

1.2 圃場看板記載事項の記載事項

看板には、以下の内容を含むことが望ましい。

生産の区分（有機農産物もしくは転換期間中有機農産物）

生産行程管理者名

住所

生産行程管理者責任者もしくは生産管理担当者、生産者

圃場名

圃場面積

認定日

1.3 境界のない圃場の処置

一枚の平坦な地に開かれた圃場で畦などの境界を設けることが困難な圃場がある。こうした圃場にあつては、圃場の両端に固定式の境界指標を打つなどして境界を明確に固定しておくこと。減反の水田を半分に分けて使用する場合にも、こうした処置をとること。

1.4 圃場暦

有機農産物の生産行程管理者の申請にあたっては、一年以上有機的管理を実施している圃場が必要である。このことが記録においても確認できなければならない。

この際の圃場暦の起算点は、禁止物質が使用された作物の収穫が終了した時点とします。すなわち、有機栽培管理を始めた作の前作の収穫終了時点からとすることが出来る。ただし、前作の収穫終了後に圃場に禁止物質が施された場合は、当該作の行為と見なされ、当該作の収穫を待って有機栽培の起算となる。果樹などの多年生作物にあつては、禁止物質が施された作の収穫終了時点から起算、茶など年に複数回収穫される作物にあつては禁止物質が施された年の最終収穫（茶ではおおむね秋番茶の収穫後）から起算される。

水稲などでの転換初年度は、特別栽培とすること。転換初年度の収穫時期を遅らせ、無理に転換期間中有機農産物とする方法は、認められない。

2、周辺からの汚染を防止する処置

【原則】

隣接する慣行圃場からの農薬・化学肥料などの飛散、流入の危険ある場合、緩衝帯などにより、防護処置をとる。緩衝帯の検討にあたっては、隣接土地の農薬並びに化学肥料の使用状況を調査し、緩衝帯の程度を判断する。緩衝帯は飛散の影響をなくすることが目的であり、周辺の事情を考慮し適切な幅が取られなければならない。 mあれば良いとする一律の考え方は危険である。

また、緩衝帯を設置したとしてもそれをこえて飛散が認められた場合には、格付担当者は格付の一部除外など適切な判断を行うことが望ましい。

2.1 近隣者の理解

有機農産物圃場については、そこが有機農産物圃場であることを近隣に知ってもらい、理解を得て、農薬などが飛散しないように注意してもらうことが望ましい。近隣の人々の協力は、圃場の汚染を防ぐ大切な力である。

2.2 緩衝帯の程度（幅など）の決定

隣接する土地が、空き地、林、山林などで使用禁止資材が使われていない場合、緩衝帯は必要としない。

原則として4mの幅を設ける。農薬散布や化学肥料などの散布が行われていない道路、水路、畦、空き地などは、緩衝帯として計算する。この距離は、無風状態で、噴射竿を手で持って散布を行った際の飛散距離の実測を根拠としている。

以下のような場合は、緩衝帯の幅を縮小することができる。

- ・ 防風ネット、塀、生垣、植栽その他の植物などで遮蔽物を構築した場合
- ・ 慣行圃場と間に高低差があり、有機栽培圃場が十分に高く、高低差が有効な遮蔽効果をもつ場合。
- ・ 隣接する圃場の経営者と農薬飛散を防止する有効な契約（4mより少ない飛散の抑えることが可能な）が結ばれている場合。
- ・ 使用されている薬剤が、粒剤や投げ込み式の除草剤のみの場合で飛散防止の協力が得られる場合。

以下のような場合、4mをこえる緩衝帯を求める場合がある。

- ・ 隣接圃場が果樹園などで農薬が4m以上吹き上げるような散布方式がとられている場合。
- ・ 隣接の慣行圃場が4m以上高いところに位置する場合。

過去の実測から判断される最低の目安距離は、以下の通り。

散布の形態	過去の実測から判断される距離（m）	条件
動墳を使用した通常の手持ち竿での散布	4	無風、飛散に注意しての散布

スピードスプレアー	1 6 ~ 2 0	無風の早朝散布
ラジコンヘリ	1 2 (飛行ラインより)	無風もしくは無風に近い状態で飛散に注意して散布
有人ヘリコプター	1 0 0	微風、飛散しにくい液剤、乳剤を使用
ナイアガラで粉剤使用	測定不能 地域的なレベルでの飛散防止対策が必要	微風であっても風下側になった場合には、粉剤が使用される場合、500m以上の距離が確認された。風上側にはほとんど流れなかった。

2.2 圃場の境界部分に緩衝帯がとれず、隣接圃場の農薬がかかる場合、その部分を特別栽培農産物などとし、有機農産物の格付からはずすものとする。

2.3 圃場が公道に隣接する場合

公道の除草剤散布、植栽への殺虫剤散布によって圃場が汚染されないように注意する。管理者と契約を結ぶなどして有機栽培圃場に影響が及ぶ範囲の農薬散布については、おこなわないようにしていくことが望ましい。隣接する公道に農薬散布が行われる場合、圃場内部に緩衝帯部分を設ける。駐車場、資材置き場、空き地などについても同様である。

3、禁止物質の流入防止

【原則】

有機栽培圃場に隣接慣行栽培圃場から慣行栽培圃場の水、土が流れ込む危険のある場合、境界付近に畦、土手、溝などを設ける。畦、土手は、被覆植物で覆われることが望ましい。特に、傾斜地の圃場で、上側に慣行圃場がある場合、被覆作物などで覆われた土盛り、植栽物を植えるなど、確実な流入処置をもうける。傾斜地の場合、モグラの穴などからも流入するので、適切な修復を行うこと。

禁止物質の流入の影響を受ける部分に作付された作物は、有機農産物とすることはできない。

3.1 雨水流入防止対策

3.1.1 傾斜地

傾斜地の上側に慣行栽培圃場が隣接している場合、水の迂回路あるいは植栽などにより化学肥料分や農薬成分が流入しないように防護処置をとる。ただし、急傾斜の茶畑などで水の迂回路を設けると自然条件によって斜面が崩落を起こす場合があるので注意が必要である。こうした危険を冒すべきでない。上段の畝を緩衝帯として扱うことが望ましい。

3.1.2 平坦地の境界のない圃場

確実かつ恒常的な流入が認められる場合は、畦や溝、もしくは緩衝帯の設置が必要となる。

3.2 水田における水の畦越え及び水漏れの防止

水田における畦畔は、隣接圃場からの水が畦をこえて流入しないような高さや幅を確保しなければならない。また、水漏れを起こさないように、モグラ、野ねずみの穴などは、適切に補修されなければならない。

3.3 水源及び用水の上流域でのリスク

汚染のリスクを把握しておくこと。禁止資材の流入の危険が見込まれる場合は、対策を講じること。

4、大雨、洪水などによる流入について

洪水などにより圃場内に禁止物質が流入した場合の処置については、その程度により適切な判断がされなければならない。以下のような手順と目安によって処理されていくことが適切です。

4.1 本会への報告

こうしたケースについては、圃場の認定条件に係わることなので認定事業者が単独で判断することなく、本会に連絡し、相談の上処置を決定することが望ましい。

4.2 部分的な冠水

部分的に雨水の流入等があった場合、流入を受けた部分の作物については、格付の自粛が望ましい。次の作について、転換期間中有機農産物とすべきか有機農産物に復帰してさしつかえないかは、冠水の程度や流入した土砂や水に含まれる禁止物質の程度に応じて決定されるべきである。この考慮は冠水後一年以内の作について適用される。一年を越えた後に作付されたものは、元の有機農産物に復帰してさしつかえない。元の格付区分が転換期間中の場合は、冠水後再出発したところを起算として有機農産物の条件に適合するまでの期間、転換期間中有機農産物とする。

4.3 圃場の全体的な冠水

冠水を受けた当該作については、出荷できる場合であっても格付の自粛が望ましい。その後の一年以内の最初の一作は、転換期間中有機栽培として格付することが望ましい。その一作が終了した次の作から元の格付区分にもどすことができる。一年を経過したのちに作付けする場合は、有機農産物とすることができる。このカウントの基点は被害を受けた作物の収穫もしくは残骸の除去の時点とする。元の格付区分が転換期間中の場合は、冠水後再出発したところを起算として有機農産物の条件に適合するまでの期間、転換期間中有機農産物とする。

5、水田及び水田に準じる栽培の用水

【適用】

この項は、水田及び水田に準じる水管理を必要とする作物の栽培について適用する。水稻、レンコン、クレソン、セリなどの作物が該当する。

【原則】

用水については、禁止物質が流入しないように管理されることを必要とする。

【許容】

5.1 禁止物質が流入しないと見なされるケース

河川からの直接取水。

沼沢地などからの取水。

用水と排水が明確に分離され、用水が河川などから専用の農業用水で引かれている場合。

浄化水田などにより防止処置が施されている場合。

【禁止】

- 用水に禁止物質を流入させること。
- 用水と排水が共用で用水に排水が流入すること。
- 用水に家庭雑排水などを流入させること。

5.2 浄化水田及び浄化区画

入水路と排水路を区別することができず、慣行栽培水田を流れた水が流入する場合最初の水田を浄化水田として、有機栽培水田への使用禁止資材の流入を防止する。または、圃場の一部を浄化区画としてビオトープなどを設置する。

浄化水田では、有機栽培管理が行われるとともに、木炭、活性炭、セラミック、水生植物などを利用したろ過装置及びろ過スペースを水口から圃場周辺部に設けるなどし、浄化水田への流入も最小限に抑えるように努める。浄化区画にあっても準じた処置がとられること。

浄化区画の面積等については、汚染の程度を考慮して決定されなければならない。

浄化の効果については、とられている浄化対策の内容、植生の状態、水生動物の繁殖状況などで確認する。

5.3 用水と河川の区別

当該水路が用水路であるか河川であるかについては、とうめん以下の区分を準用する。

河川：河川法にもとづく川

用水路：当該水田の水利のために人工的に敷設されたもの、土地改良区等の管理にある水路

5.4 パイプラインで圃場まで用水がひかれている水田について

パイプラインの取水が用水路より行われている場合は、当該用水路に慣行圃場からの排水などがないことを必要とする。

6、有機栽培水田の周辺において有人ヘリコプターによる空中散布が実施されている場合の飛散防止

有機栽培圃場に隣接した地域において有人ヘリコプターによる農薬散布が行われる場合の飛散防止処置のガイドラインを以下のように定める。

【原則】

農薬の空中散布は、行われたいことが望ましい。有機農業生産者は、近隣の理解を求め、地域における空中散布を中止するように努力すべきである。飛散を防止する義務は、航空防除を実施するがわにある。

【取るべき処置】

6.1 防除実施主体との話し合い

有機栽培圃場への農薬飛散を防止する必要性を、しっかりと合意すること。

有機栽培圃場の位置及び散布対象圃場について、双方確実に把握し、具体的な飛散防止方法を合意すること。

6.2 実施時の立会い

生産行程管理責任者もしくは生産行程管理担当者が、実施には必ず立会い、合意事項が守られて実施されていることを確認すること。

実施の様子を記録すること。

6.3 飛散防止のための目安

気象条件は無風もしくは無風に近い状態に限定して実施すること。

有機栽培圃場から 100 m 以内の地点での散布は行わないこと。

粉剤など広域に飛散する薬剤は、使用しないこと。

その他、必要な処置。

6.4 緩衝帯について

航空防除が 100 m 以上はなれることができなかった場合、以下のことを勘案し緩衝帯をとるものとする。なお、粉剤が使用された場合についてはこの限りではなく、別途検討する。

「0 - 50 m 以内」に接近する場合：飛散防止は不可能に近く、この条件下にある圃場では飛散防止がかなり困難であることをから、厳格な飛散防止方法を登録認定機関が確認すること。

「50 - 100 m 以内」に接近する場合：適切な遮蔽処置などがこうじられるか、接近地点から合計 100 m 程度の距離が確保できるように緩衝帯を必要とする。

6.5 飛散が認められた場合の処置

十全な対策をとっても飛散が確認された場合、それを記録し、必要な期間その部分の有機としての格付を中止すること。

6.6 現場の工夫

上記の距離は、飛散をゼロにできる距離ではありません。ほぼ無視できる、これ以上やむをえないという距離です。現場の諸種の条件に対応し、生産者のみなさんが飛散の防止につとめるように要請します。

7、有機栽培水田の周辺においてラジコンヘリが使用される場合の飛散防止について

有機栽培圃場に隣接した地域においてラジコンヘリなどによる農薬散布が行われる場合の飛散防止処置の目安について定める。

【取るべき処置】

7.1 前提

この目安は、標準高度 3 m 程度で飛行した場合の散布有効区域が片側 4 m 以内の小型ラジコンヘリを前提としている。対象圃場は、水田である。

7.2 防除実施主体との話し合い

有機栽培圃場への農薬飛散を防止する必要性を、しっかりと合意すること。

有機栽培圃場の位置及び散布対象圃場について、双方確実に把握し、具体的な飛散防止方法を合意すること。

7.3 実施時の立会い

生産行程管理責任者もしくは生産行程管理担当者が、実施には必ず立会い、合意事項が守られて実施されていることを確認すること。

実施の様子を記録すること。

7.4 飛散防止のための目安

有機栽培圃場が風下になる場合には、散布を行わないこと。

飛行高度は、2 m（稲の頭より）程度の適切な高さとする。

有機栽培圃場とは平行に飛行し、有機栽培圃場には 12m 以上離れて飛行すること。有機栽培圃場に接近する地点でのターンは行わないこと。

粉剤など飛散性の薬剤は、使用しないこと。

その他、必要な処置。

7.5 緩衝帯について

事情により散布ラジコンヘリが、12m 以上離れることができなかった場合、有機栽培圃場の隣接部の一部を緩衝帯とし、有機としての格付をおこなわない。

7.6 飛散が認められた場合の処置

十全な対策をとっても飛散が確認された場合、それを記録し、必要な期間その部分の有機としての格付を中止すること。

7.7 現場の工夫

上記の距離は、飛散をゼロにできる距離ではありません。ほぼ無視できる、これ以上やむをえないという距離です。現場の諸種の条件に対応し、生産者のみなさんが飛散の防止につとめるように要請します。

8、圃場におけるモグラ、鼠、害獣対策

有機農産物生産圃場において、毒えさなど（有機農産物の日本農林規格で認められた資材以外）での防除対策は、認めない。

9、土壌の重金属並びに有害化学物質による汚染許容値について

特定の汚染が懸念される場時、土壌の有害物質についての検査を求める場合がある。これについては、近時の公的機関の検査データで代えることができる。

判断にあたっては、以下の環境基準値を参考にする。

<参考> 土壌の汚染にかかわる環境基準

- ・カドミウム 検液 1 ㍓につき 0.01 mg 以下であり、かつ農用地においてはコメ 1 kg につき 1 mg 未満であること（ただし、米に 0.4ppm を超えて検出した場合、食用としては流通しない処置が取られている）。
- ・全シアン 検液中に検出されないこと。
- ・有機リン 検液中に検出されないこと。
- ・鉛 検液 1 ㍓につき 0.01 mg 以下であること。
- ・六価クロム 検液 1 ㍓につき 0.05 mg 以下であること。
- ・砒素 検液 1 ㍓につき 0.01 mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
- ・総水銀 検液 1 ㍓につき 0.0005 mg 以下であること。
- ・アルキル水銀 検液中に検出されないこと。
- ・PCB 検液中に検出されないこと。

- ・セレン 検液 1 ㍉中 0.01 mg 以下であること。
- ・ニッケル 検液 1 ㍉中 2 mg 以下であること。
- ・銅 農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
- ・亜鉛 乾土 1 kg につき 120 mg 以下であること。
- ・ジクロロメタン 検液 1 ㍉中 0.02 mg / ㍉以下
- ・四塩化炭素 検液 1 ㍉中 0.002 mg / ㍉以下
- ・1・2 - ジクロロエタン 検液 1 ㍉中 0.004 mg / ㍉以下
- ・1・1 ジクロロエチレン 検液 1 ㍉中 0.02 mg / ㍉以下
- ・シスー 1・2 - ジクロロエチレン 検液 1 ㍉中 0.04 mg / ㍉以下
- ・1・1・1 トリクロロエタン 検液 1 ㍉中 1 mg / ㍉以下
- ・1・1・2 トリクロロエタン 検液 1 ㍉中 0.006 mg / ㍉以下
- ・トリクロロエチレン 検液 1 ㍉中 0.03 mg / ㍉以下
- ・テトラクロロエチレン 検液 1 ㍉中 0.01 mg / ㍉以下
- ・1・3 - ジクロロプロペン 検液 1 ㍉中 0.002 mg / ㍉以下
- ・チウラム 検液 1 ㍉中 0.006 mg / ㍉以下
- ・シマジン 検液 1 ㍉中 0.003 mg / ㍉以下
- ・チオベンカルブ 検液 1 ㍉中 0.02 mg / ㍉以下
- ・ベンゼン 検液 1 ㍉中 0.01 mg / ㍉以下

<参考> コーデックス委員会での食品のカドミウム基準値

コーデックス委員会は食品中のカドミウムの上限濃度について下表の基準値を決定した。この基準値はガイドラインであって、各国は遵守する義務を持たない。しかし、コーデックス基準を超えるカドミウムを含む食品を輸出しようとする際には、輸入国から基準値を超えることを理由に、輸入拒否があっても反論できない。このため、日本も、農産物の輸出振興を図る観点からも、食品衛生法をコーデックス基準に準拠して改正することが望ましいことになる。日本で食品から摂取されるカドミウム総量に対する寄与率の最も高い食品はコメであり、1日摂取量の約4割を占めている。このため、食品中のカドミウムの規格基準を、最も摂取寄与の大きいコメにのみ設定することとし、食品衛生法に基づく規格基準を「コメ(玄米及び精米)のカドミウムの成分規格として、カドミウムおよびその化合物にあつては、Cdとして0.4 ppmを超えて含有するものであつてはならない。」に改正する方向で作業を進めている。なお、コーデックス基準のあるコメ以外の品目(小麦、穀類、野菜類、海産二枚貝や頭足類)については、コメに比べ寄与率が低く、カドミウムの実態調査結果や、検査に要する労力、時間、コストなどを考慮すると、基準を設定して遵守させたとしても、カドミウム暴露量の低減に大きな効果は期待できないので、基準を設定しない方向で作業を進めている。

重金属は、土壌中において分解することはほとんどなく、取り出されることがない限り圃場内にとどまるものであるため、農業生産者は自らの圃場に重金属が過剰に蓄積することのないように、使用する堆肥などに注意を払う必要がある。

<コーデックス委員会で決定された基準値>

食品群	基準値 (mg/kg)	備考
精米	0.4	
海産 2 枚貝	2	カキ、ホタテを除く
小麦	0.2	
ばれいしょ	0.1	皮を剥いだもの
根野菜、茎野菜	0.1	セロリアック、ばれいしょを除く
葉菜	0.2	
その他の野菜（鱗茎類、アブラナ科野菜、ウリ科野菜、その他の野菜）	0.05	食用キノコ、トマトを除く
頭足類	2	内臓を除去したもの

* アブラナ科野菜のうち、葉菜で結球しないものについては、「葉菜」に含まれる。

10、保管、作業などの施設及びその管理

【原則】

有機農産物専用であることが望ましいが慣行栽培との並行生産の場合、以下の条件を満たすこと。

収穫、輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵などの施設は、有機栽培農産物と慣行栽培農産物を区分して保管することができるスペースをもっていること。

同じく、区分して作業するスペースをもっていること。作業については、時間を分けて行うなど、時間による区分についても認められる。

保管、貯蔵については、区画、表示などにより有機栽培農産物と慣行栽培農産物が明瞭に区分されていること。色分け、表示などにより作業にあたる者が、誰でも明瞭に識別できるようにし、混合防止処置をとること。

作業や保管を同じスペースを使用し、日時や時間をわけて行う場合、慣行栽培作物の残渣や泥などが有機農産物に付着したり混入しないように、有機農産物の作業前に清掃を行うこと。

10.1 農薬の保管についての基準

有機農産物と特別栽培農産物、慣行栽培農産物などを同時に栽培する生産者にとって、あるいは有機栽培のみであっても農薬を使用する場合は、農薬の管理はきわめて重要な課題である。

農業生産者にとって、農薬が身近なものすぎてその危険性について認識がたいへん弱い事例が見られる。そこで、この扱いについて生産行程管理者が遵守すべき最低限の基準を定める。

この基準は、有機農産物農林規格第4条「輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係わる管理」において、「4 生産された有機農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること」と定められていることにもとづくものである。

【原則】

農薬は、有機農産物にとって最も警戒すべき大きなリスクである。

危険物あるいは毒物として取り扱われなければならない。

人及び動物、環境への不必要なリスクを封じこめるために、適切な管理を行うことは、使用者の義務である。

農薬取締法など関連法規を遵守し、使用、保管することが基本となる。

【管理の手順】

農薬について、管理責任者を明確にしておくこと。

農薬について、管理責任者以外の者が勝手に持ち出すことのできない方法で隔離保管されなければならない。

農薬は、次のような場所においてはならない。

ア、収穫した生産物を選果、選別、荷造りするところ。

イ、選果・選別作業を行う際に作業者が頻繁に移動するところ。

ウ、収穫した生産物を移動する通路等。

エ、収穫した生産物を包装する資材を保管するところ。

農薬の空き缶、空き袋等は、定められた方法にもとづいて処理すること。むやみに放置することは厳禁とする。野焼き、家庭ごみといっしょに処分するなどのことは、禁止する。

10.2 有機農産物を取り扱う作業場の基準

【原則】

有機農産物の生産行程管理者についての認定の技術的基準では、作業施設について次のように定めている。

「一生産及び保管にかかわる施設

2 保管にかかわる施設

日本農林規格第4条に規定する輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係わる管理の基準にしたがった管理を行うのに支障のない広さ及び構造を有する施設を有すること」

有機農産物の農林規格で求められているのは、以下の通りである。

有機農産物とそうでない農産物の混合の防止

施設管理における薬剤の使用は、有機農産物の日本農林規格別表2もしくは有機加工食品の日本農林規格別表2に指定された薬剤に限る。

農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること。

放射線照射を行わないこと。

【適用】

生産の規模により広さ及び構造は、多様なものとなる。ここでは、最低限必要な要件について運用基準を定める。ここで対象にしているのは、個人の農家の作業場程度の規模の、並行生産の場合である。

第1、整理、整頓、清掃

作業場は、必要な整理・整頓・清掃が行われていること。

ア、整理整頓とは、作業に必要な資材や機材の置き場所が定められており、必要な時に必要なものが、作業にかかわる人が取り出せるようになっていることである。かつ、不要なものはじまにならないところに整理されていることである。不用物がところ狭しと、おいてある作業場は、有機の区分管理には不適切であると判断する。

イ、清掃とは、作業が終了した段階で必要な掃除が行われていることである。

第 2、区分管理

ア、有機農産物の選果、選別、洗浄については、時間をわけるか、専用区画でおこなうか、していること。

イ、保管については、専用区画もしくは専用のカゴ車などにより明確に区分されていること

ウ、保管中の有機農産物については、有機である旨の表示が行われていること。

エ、泥付野菜を取り扱う場合は、有機専用のコンテナ、パレットなどを用意していること。

オ、果菜類の場合、有機専用のコンテナを用いるか、確実に洗浄したコンテナを使用していること。

第 3、薬剤汚染の防止

ア、選果、選別等の作業場所に、農薬、消毒剤等の危険物は、置かれていないこと。

イ、防虫・防鼠対策で農薬、消毒剤、毒餌等の使用は行わないこと。

ウ、スプレー式の殺虫剤等は、これを使用しないこと。

エ、夏場の作業時に蚊取線香を使用する場合は、通気性の良い状態で窓や入り口付近におくなどして、煙が直接ふれないように有機農産物から離して使用すること。天然の除虫菊から製造され、着色されていない、忌避効果程度のものにする。電気式の蚊取線香は、使用すべきではない。

オ、パラジクロロベンゼン等の蒸散性の防虫剤や芳香剤についても使用しないこと。

10.3 揮発性有害化学物質についての注意

【注意すべき揮発性有害化学物質】

クロロピリホス

ホルムアルデヒド

トルエン

キシレン

クレオソート

などには、特に注意が必要である。厚生労働省は、13の揮発性化学物質に室内濃度の指針値を定めている。有機農産物の取り扱い、保管する施設にあっては、こうしたことに注意を払うべきである。

【注意すべきこと】

作業施設において建材、作業台に使用される合板などにあつては、以下のような薬剤の使用事例があることに注意を払うべきである。特に、吸着性の高い米や茶を扱う施設、野菜類を長期に乾燥や貯蔵する施設や設備については、十分な配慮を行うことが望ましい。

建材等	使用されることのある揮発性化学物質
合板、パーティクルボード	ホルムアルデヒド

化粧合板	ホルムアルデヒド
構造用集成材(中・大断面)	ホルムアルデヒド
断熱材(ガラス繊維)	ホルムアルデヒド
複合フローリング材	ホルムアルデヒド、キシレン
防蟻材(木部処理・土壌処理剤等)	有機リン系、ピレスロイド系殺虫剤
木材保存剤(表面処理)	有機リン系、ピレスロイド系殺虫剤、トルエン、キシレン
油性ペイント	キシレン
アルキッド樹脂塗料	キシレン
アクリル樹脂塗料	キシレン
油性ニス	トルエン、キシレン
壁紙施工用でん粉接着剤	ホルムアルデヒド
クロロプレンゴム系接着剤	トルエン、キシレン
エポキシ樹脂系接着剤	キシレン、可塑剤
エチレン酢酸ビニル樹脂系接着剤	トルエン、キシレン、可塑剤
ポリウレタン(溶剤)系接着剤	トルエン

【注意する際の目安】

ベニヤ合板類にあっては、ホルムアルデヒドなどの放散量について JAS 規格が定められている。丸型の JAS マークとともに F、F などのグレードで表示されている。建築基準法で人の居住するところに使用が認められているのは、3 つ以上のものである。

【注意を要する施設や設備】

- 籾倉
- 米の保管施設
- 茶の合場や合組の器具
- 茶の輸送コンテナ
- 茶の保管施設
- 野菜の小分け作業の台

1 1、堆肥舎

【奨 励】

床はコンクリートなどを施された屋根付きの堆肥置き場。

【許 容】

屋根もしくは床はコンクリートなどのいずれかの処置があり、排水による地下水汚染などに対して保全の対策がとられていること。

【制 限】

野積み

、生産管理

1、種子及び苗

1.1 選択の基準

【原則】

有機由来の種子の使用を原則とする。

自家採取可能な種子は、自分の有機栽培圃場から採取するものとする。一例を示す。

米	自分の有機栽培圃場からの自家採取を基本とする。ただし、有機栽培の開始時、更新の必要な部分はこの限りでない。
れんこん	自分の有機栽培のレンコンを翌年の種レンコンとすることを基本とする。ただし、有機栽培の開始時、不良等使用が困難な場合は、有機栽培以外の圃場ものを使用できる。
こんにゃく	自分の有機栽培の親芋から採取した生子を最初の種芋に使用することを基本とする。ただし、有機栽培の開始時や不良等使用が困難な場合は有機栽培以外の圃場の芋からの生子を使用することができる。
果樹、茶木などの増殖	果樹、茶木など挿し木、接木などにより増殖可能なものは、自分の有機栽培圃場から採取した枝などを利用することが望ましい。

有機由来の種子の入手ができない場合は、通常の種子を利用できる。その際、農薬などによる種子処理のされていない種子を選択するように努める。

【許容】

F 1 等自家採取が困難な種子にあつて、有機種子の入手が困難な作物についての通常の種子。

存在する有機種子の品種が不適切な場合、より適切な品種の通常の種子。

【制限】

農薬等の処理がされている種子については、それ以外入手できない場合に限り使用することが出来る。

果実、茶等の新植にあつて病気の無い厳選した苗木を選ぶ必要のある場合には、定植後3年以上有機としての出荷を行わないことを条件とする。

【禁止】

有機栽培に使用できない化学肥料、農薬を使用して育成された苗は、有機栽培に使用することはできない。

2、育苗

2.1 育苗用土に山土などの採取土を使用する場合に入手すべき情報

過去3カ年の採取地の利用歴

採取地の周辺条件（山林内、原野、水田地帯、畑作地帯など）

周辺からの禁止物質の飛来リスクに係わる情報（100m以内での松くい虫、水田などの航空防除の有無、採取地及び採取地周囲での殺鼠剤の散布の有無など）

2.2 購入培土

生産基準 6.7.2 項の条件を満たす採取土や有機農産物別表 1 に認められた資材により製造された培土は、自家製造であれ、購入であれ認められる。

化学肥料等、有機栽培に使用できない資材を使用した培土は、禁止される。

2.3 培土の殺菌処理

焼く、天日干し、水洗いなどは、認められる。

農薬などによる殺菌、殺虫処理は、禁止される。

3、たい肥、たい肥原料、肥料及び土壌改良資材などの品質確保

3.1 購入肥料及び土壌改良材

購入にあたっては、使用原料と製造方法のわかる書類を取得すること。

購入肥料及び土壌改良資材については、肥料取締法、地力増進法による登録、届け出、表示などが行われたものであることが望ましい。

肥料取締り法による登録がない購入肥料の場合には、その品質が確認でき、適切なものであること。

3.2 たい肥

購入にあたっては、使用原料と製造方法のわかる書類を取得すること。

肥料取締法で定められた品質表示項目を確認すること。

<参考>たい肥の品質表示

たい肥は、特殊肥料として以下の表示が義務づけられています。

肥料の名称、肥料の種類、届出を受理した都道府県、表示者の氏名又は名称及び住所、正味重量、生産（輸入）した年月、原料、主要な成分の含有量等の8項目

主要な成分の含有量等は、窒素全量、加里全量、銅全量、亜鉛全量、石灰全量、C/N比、水分含有量などになります。

<参考>たい肥の成分分析機関

（財）畜産環境整備機構畜産環境技術研究所が、家畜排泄物を原料にして製造したたい肥の成分分析を実施している。<http://www.chikusan-kankyo.jp/>

<参考>たい肥製造における発酵温度の管理

家畜糞尿を原料としたたい肥の場合は、発酵過程において55以上の温度が72時間以上確保されていることが不可欠である。家畜糞尿に含まれる輸入飼料作物由来の雑草の種子を死滅させること、人畜共通の衛生害虫を死滅させることなどのために必要な温度が確保されていることが必要である。

<参考>「肥料取締法に基づく特殊肥料等の指定」の重金属規制値

検液1ℓにつき砒素：0.3mg以下、カドミウム：0.3mg以下、水銀：0.005mg以下、アルキル水銀：検出されないこと、シアン化合物：1mg以下、有機リン化合物：1mg以下、六価クロム：1.5mg以下、PCB：0.003mg以下）乾物当たりの銅および亜鉛の含有率が、それぞれ600ppmおよび1800ppm以下（重量/重量単位）であること。

4、有機農産物の日本農林規格に適合する肥料及び土壌改良資材の選定

4.1 文書による確認

肥料及び土壌改良資材の原材料の生産段階からの適合性が確認されなければならない。このために、以下のことを示す文書を取りよせ、適合性の評価を行うこと。

「原材料の由来を示す資料

当該資材の製造工程図

4.2 変更確認

一度適合性を確認できた肥料及び土壌改良資材にあっても、定期的に変更の有無を確認し、再評価を行うこと。

5、その他天然資材について

【推奨】

その他の天然資材の選択にあたっては、地域内の循環可能な資材を選択することが望ましい。

【許容】

にんにく、とうがらし、どくだみ（物理的方法により抽出したもの）などエキスを抽出して使用するものは、もともとの栽培において除草剤、成長抑制剤などの使用がないものを選んで使用すべきである。また抽出にあたっては、禁止物質を使用してはならない。この際使用できる植物は、薬草もしくは食材として利用されている実績があり人の健康に害を及ぼさないことが先祖伝来の経験により実証されている植物に限ること。

木酢液を土壌改良（pH調整、土壌微生物の活性化など）に使用する場合は、以下の条件を満たすこと。

ア、原料の木材が天然であり、化学合成物質をぬったり、化学合成物質で処理したものでないこと。

イ、静置及びろ過によりタール分など有害性の高い物質を除去していること。

ウ、農薬など化学合成物質を添加していないこと。

天然の植物、魚類、貝殻、かに殻などを発酵抽出したエキス、天然の鉱物から得られるミネラルなどを作物の可食部に葉面散布する場合は、その安全性に配慮して使用しなければならない。

有機農産物の日本農林規格別表1の資材は、土壌改良や植物の栄養に供することの目的で使用することが許される。

【制限】

木酢液を作物の可食部へ葉面散布で使用する場合は、前項の基準に加え、ベンツピレン、タール分などが除去されていること、化学合成物質が添加されていないことを確認できる成分分析表を製造メーカーより文書で取り寄せ、確認しておくこと。

ニームの葉、除虫菊などは、天然の乾燥物や粉碎しただけのものを使用する場合は、堆肥の原料などに少量使用する範囲に限定されなければならない。

【禁止】

アセビ、除虫菊、ニームなどを病害虫防除の目的で使用することは、禁止される。

建築廃材などから製造された木酢液は、禁止される。

7、慣行栽培と併用で使用する機械機具の扱い

5.1 有機専用

有機専用にすることが可能な機械器具については、有機専用にすることが望ましい。

5.2 並行生産で栽培管理に使用する機械器具

有機栽培に使用する機械器具は、有機栽培圃場や有機農産物の有機性を損なうリスクの程度に応じて分類し、管理基準を決めることが望ましい。管理基準は、農機具としての一般管理基準と有機性を損なわないための区分管理の基準に分けられる。

リスクの程度	一般管理基準	有機性を損なわないようにするための区分管理の基準
有機性を損なうリスクが高い (農薬散布機や化学肥料の散布機)	農機具としての適切な管理の基準にもとづき管理	器具の使用後の入念な清掃・洗浄及び有機前の再洗浄もしくは清掃確認と記録を必要とする。手動の動機を使用する場合など、農薬タンク、竿などは専用が望ましい。ブームスプレーなどは、農薬散布直後と有機作業前の2回洗浄は最低必要。
有機性を損なう一般的なリスク (トラクターのロータリーなど非有機圃場からの泥の移動など)	農機具としての適切な管理の基準にもとづき管理	有機作業前の清掃・洗浄、泥落としなどの励行と記録
特別な場合を除いてリスクはない(草刈機など)	農機具としての適切な管理の基準にもとづき管理	特別なリスクの発生する場合には、危険を除去すること。
火災除草機	農機具としての適切な管理	不完全燃焼によるオイル漏れに注意すること。

5.3 収穫用の機械器具

収穫用の機械器具の場合は、移染による有機性を損なうリスクと非有機農産物の収穫機械内の残留による微量の混合、収穫物の取り違いによる大きな混合などのリスクに注意を払う必要がある。代表的リスクを例示する。

機械器具	代表的リスク	対策
収穫用コンテナやフレコン	人参、じゃがいもなど土壌混和型の農薬を使用する慣行作物と併用する場合は、泥を通じての移染の危険が考慮されなければならない。同じコンテナで有機と非有機の同じ作物を収穫する場合、輸送途中や作業場で取り違いなどの危険が大きい	コンテナやフレコンは、色わけやテープ表示などで有機専用を作る。
コンバイン	米、大豆などを収穫するコンバインは、機械内の残留が多いので残留物の混合の危険が大きい。	残留のポイントを適格に押さえ、有機作業前に確実に清掃する。
人参ハーベスター	並行使用する圃場が除草剤や化学肥料を使用する圃場の場合は、泥を通じての移染の危険が大きい。残留物による混合の危険もある。	有機作業前に入念な洗浄を行う。残留物のないように確認する。
茶袋、茶葉の輸	残留物の混合の危険	茶袋などは、有機専用とす

送コンテナ		る。
-------	--	----

5.4 収穫物を洗浄する場合

収穫物をため水で洗浄する場合には、慣行栽培の作物を洗浄した水で有機農産物を洗浄することは避けなければならない。

5.5 茶刈り機の刃に使用する潤滑油及び荒茶工場の機械器具の潤滑油の扱いについて

5.5.1 茶刈り機の刃の潤滑油

茶刈り機の刃の潤滑油は、必要不可欠と判断されるが茶葉に直接接触れるものであるため、以下の基準を満たすものが認められる。

食品衛生法の規格基準において食品用として使用が認められかつ有機農産物の日本農林規格別表 3 の調製用等資材に記載されたもの。

スプレー等の噴射剤は、食品機械に使用が認められかつ揮発し、茶葉に直接接触しないと見なされるものであること。使用した後、揮発するに十分な時間をおいて刈取り作業に入ること。

5.5.2 精揉機の潤滑油

茶葉に触れないものであるが、触れる可能性はかなり高い。このため、前項と同等のものが望ましい。ただし、食品機械用であれば認められる。

他の茶葉に触れやすい箇所の潤滑油についても同様に注意が必要である。

5.5.3 その他

通常の管理において茶葉に触れる心配のない箇所については、触れないように適切に管理すること。機械油として適切なものを使用すること。

6、水

6.1 栽培管理に使用する水の一般的管理

生産者は水源に注意を払い、良質の水を使用するようにこころがけるべきである。

用水に家畜の糞尿等の未処理の畜産排水等の流入など農産物の不用意な微生物汚染を招く危険がないことなどに注意をはらうべきである。

近隣に特定の汚染源があり、農業用水として不適切な汚染が心配される場合、地下水の利用箇所では化学物質、硝酸態窒素などによる高い汚染の危険に注意を払うべきである。

懸念される汚染がある時、以下の環境基準値を参考に判断する。

<参考> 人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係わる環境基準

カドミウム	0.01	
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01	mg/l以下
六価クロム	0.05	mg/l以下
砒素	0.01	mg/l以下
総水銀	0.0005	mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	

ジクロロメタン	0.02	mg / ㊦以下
四塩化炭素	0.002	mg / ㊦以下
1・2 - ジクロロエタン	0.004	mg / ㊦以下
1・1ジクロロエチレン	0.02	mg / ㊦以下
シス-1・2 - ジクロロエチレン	0.04	mg / ㊦以下
1・1・1トリクロロエタン	1	mg / ㊦以下
1・1・2トリクロロエタン	0.006	mg / ㊦以下
トリクロロエチレン	0.03	mg / ㊦以下
テトラクロロエチレン	0.01	mg / ㊦以下
1・3 - ジクロロプロペン	0.002	mg / ㊦以下
チウラム	0.006	mg / ㊦以下
シマジン	0.003	mg / ㊦以下
チオベンカルブ	0.02	mg / ㊦以下
ベンゼン	0.01	mg / ㊦以下
セレン	0.01	mg / ㊦以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg / ㊦以下
フッ素	0.8	mg / ㊦以下
ホウ素	1	mg / ㊦以下

<参考> 水田農業用水についての水質基準

砒素	0.05	mg / ㊦以下
亜鉛	0.5	mg / ㊦以下
銅	0.02	mg / ㊦以下
COD	6	mg / ㊦以下
SS	100	mg / ㊦以下
DO	5	mg / ㊦以上
EC	0.3	mS / cm以下
トータル窒素	1	mg / ㊦以下
PH	6.0 ~ 7.5	

6.2 畑作、ハウス等の灌漑用水

灌漑設備の維持などのために薬剤などを使用することは、避けるべきである。使用した場合、薬剤が混合された水が有機農産物圃場に使われてはならない。

水田の専用排水路を水源とすることは、避けるべきである。

6.3 荒茶工場で使用する水

飲用適であることを必要とする。

地下水を使用する場合については、定期的に水質検査を実施し、適切であることを確認すべきである。定期的の期間は、3年以内の範囲で自ら定めて実践すべきである。

7、雑草対策

【奨励】

中耕 雑草マルチ 藁マルチ 深水管理 2回しろかき 除草機の使用、カモ、鯉、米ぬか除草など機械的、生物利用による除草。

ハーブや緑肥作物による草生栽培による抑草。

【許容】

小規模な火炎バーナー等による焼却。

【制限】

ポリエチレンマルチなどは、使用后圃場外に撤去することを条件に認められる。

紙マルチについては、紙マルチの製造工程において化学合成物質の使用や添加のないものに限って認められる。

塩化ビニルマルチを圃場に使用することは禁止されるが、ハウス等の廃ビニールを処分する前に畝間等の防草対策に使用することは、確実な撤去を条件に認められる。

【禁止】

塩化ビニルマルチ

化学合成物質由来の生分解性マルチ

8、病虫害防除

【奨励】

良質堆肥施用などにより、有用土壌微生物を積極的に活用し、土づくりの完成による病虫害の減少に努力する。

【禁止】

デリス乳剤、デリス粉、デリス粉剤

有機農産物の日本農林規格別表2に該当しない農薬

、収穫、輸送、選別、洗浄、包装、表示、出荷

1、収穫物の輸送

収穫物を選果場などに輸送する時には、慣行栽培作物との混合が起こりやすい。収穫用のコンテナなどをきちんと区分し、手伝いの者などが作業しても間違いないようにマニュアル化しておくこと。

2、包装、出荷資材

【一般管理】

収穫された農産物は、食品として衛生的に取り扱わなければならない。

収穫物の包装資材にあっては、食品衛生法の規格基準を遵守しなければならない。

【奨励】

【制限】

ポリスチレン

ポリカーボネート

【禁止】

塩化ビニル製品

3、出荷担当者

特定の担当者がいることが望ましい。

4、施設の防虫防鼠対策

【奨励】

施設における防虫・防鼠対策は、施設の構造改善、物理的障壁などによる侵入防止、衛生管理の徹底による発生の防止などによること。

【許容】

防鼠対策においては、パチンコ、捕獲網かご、シーソートラップ、落とし穴式捕獲器、粘着シートなどの機械的方法。

防虫対策においては、粘着式捕虫器、光学誘引捕虫器などの機械的、物理的方法、及び性フェロモンの使用。

にんにく、とうがらしなど天然の植物の力を活用した忌避剤。

猫などの天敵動物の利用。ただしこの場合、施設の衛生管理に注意を払うこと。

【制限】

やむをえない場合に農林規格の別表 2 に記載される薬剤で施設に使用が許されるものについて、使用することができる。その場合には、以下の制限を必要とする。

ア、有機農産物の選果・選別などの作業中でないこと。

イ、有機農産物が撤去されていること。

ウ、使用後の搬入は、72 時間以上を経過すること。ただし、使用する薬剤の性質によりそれ以上の期間を必要とする場合があるので、薬剤の性質に注意して使用すること。

有機農産物以外の農産物も取り扱う施設において一時的に殺鼠剤等を使用する場合は、有機農産物の取り扱いエリアから十分に離れ、有機区画とは隔絶した区画の使用に限定すること。

長期間にわたって有機農産物の取り扱いを休止する施設において、別表 2 に記載されている薬剤以外の薬剤が必要となった場合には、事前に計画を提出し承認を受けること。提出する計画は、以下の内容を含むこと。

ア、使用を予定する薬剤と使用方法

イ、使用エリアのわかる図面

ウ、有機農産物の取り扱いの再開見込み時期

エ、品質管理責任者及び格付責任者の承認

【禁止】

以下の薬剤は使用禁止

デリス乳剤

デリス粉

デリス粉剤

農林規格では認められているが、食品を取り扱う場所に使用することが不適切なもの。

前項 の場合以外での別表 2 で使用が認められた薬剤以外の使用

有機農産物に薬剤がふれる危険の高い方法での使用。

保管施設等において有機農産物がおかれているときに、燻煙、噴霧など薬剤が全体に行き渡る方法での使用。保管庫におけるそのような使用が行われた場合、有機農産物を 7 2 時間以内は、搬入してはならない。また、使用薬剤によっては安全性確保のためにそれ以上の時間をとらなければならない。

以下のような薬剤の使用は、禁止される。

粉末の殺鼠剤

殺鼠剤の恒常的配置

カプセル粒剤など有機農産物の搬入等を休止できる期間を超えて長期に残留し効果を持続させる薬剤

パナプレートなどの気化性殺虫剤

電気式蚊取線香

一、不適合品が発生した場合の処置

【奨励】不適合品の発生した場合の被害を最少にするために、処理手順をもつことが望ましい。この処理手順には、必要な連絡、回収が必要となる場合の手順などを含むこと。

一、廃棄物の処理

1、使用資材の扱い

【奨励】

使用資材は、できるだけ農場内で再利用し廃棄物を減らすように努めるべきである。

【許容】

ハウスのビニールやマルチなど自然に分解しないものについては、農協の引き取り、専門の業者への委託、地方自治体などに定められた方法によって処理すること。

【禁止】

農場での野焼き、放置、埋設。

農薬の空容器の圃場への放置、圃場での廃棄、野焼き、家庭ごみに混ぜ込んでの処分

2、廃油の処理

廃油ストーブなど農場内での再利用により処理することが望ましい。

【禁止】

農場での野焼き、放置、埋設。

一、硝酸塩、亜硝酸塩の含有について

FAO/WHOの定める食品添加物安全評価表での硝酸塩の一日摂取許容量より日本人の平均的な野菜摂取量を勘案して逆算すると、一日に消費する野菜の平均硝酸イオン濃度は平均800ppm以下であることが求められる。硝酸イオン濃度は、作物により大きなバラツキがあり、また天候状況によっても大きく左右される。現在、適切な基準値を定めるにはデータが不足しているため、有機栽培圃場等におけるデータの蓄積に取り組みながら、含有量の低い野菜の生産に取り組むことを奨励する。

Ⅶ、生産の管理、組織の運営等に係わる事項

1、生産行程管理者の記録の管理及び記録の保存について

2002年6月29日認証委員会確認

有機農産物の生産の記録には、生産行程管理責任者及び担当者が管理する生産行程管理記録（栽培管理記録、収穫の記録、出荷の記録などを含む）と格付担当者が管理する格付実績記録があります。

おのおのの記録の役割や目的、保存期間などは、以下のようになります。

<目的と役割>

生産行程管理記録

ア、出荷に際して有機農産物としての格付を行うため（基準適合しているかを検査することのできる情報が記載されている必要がある）

イ、生産をあとづけることができるようにしておくため（トレーサビリティ可能）

ウ、間違いなく有機農産物であることを裏付け、求めに応じて開示できるようにしておくこと（情報の開示）

格付実績記録

ア、生産行程管理者の格付業務が適正に行われていることを示すため。

イ、法律にもとづき格付の実績数量を正しく報告するため。

<格付の時に用意し確認すべき記録>

格付を行おうとする作物の生産行程管理記録（前回の格付け作物の終了から今回の格付け作物の格付け時点までの記録）

<保存期間>

生産行程管理に関わる記録は、3年以上。

格付実績記録は、1年以上、年次調査から調査までの期間。ただし生産行程管理記録と同一の場合、3年以上の保管。

根拠書類は、3年以上の保管。

<根拠書類の保管>

保管すべき根拠書類は、以下の通り。

使用している肥料など資材の適合性を確認した資料。

種子や使用資材の容器の保証票、購入伝票（購入資材や種子の名称が入っていること）など、使用を根拠づける記録

栽培管理日誌、販売出荷伝票（販売先、有機農産物の名称、数量が記載されていること）など生産や販売を根拠づける記録

一、関連法規に係わる事項等

この項は、有機農産物の生産行程管理者が有機農産物の直接の基準以外に考慮すべき関連法規についての審査基準を示します。

1、農薬の使用

1.1 農薬取締法

農薬の使用基準における「食用作物・飼料作物への農薬使用の遵守義務」を必ず守ること。

当該作物へ適用登録のある農薬であること

希釈倍率が定められた倍率より濃く使用しないこと

使用時期が定められた範囲であること

使用総回数が定められた範囲であること

努力義務についても、遵守に努めること。

1.2 毒物・劇物取締法

劇物・毒物に該当する農薬を扱う際には、適切な隔離保管等について遵守すること。劇物・毒物以外の農薬にあっても、隔離保管をすることが望ましい。

2、収穫物の取り扱い、出荷

2.1 計量法にもとづく秤の検定について

消費者向けに直接小売販売を行う場合で重量での量目表示（g、kgなど）行って販売している場合、使用している秤の一台以上について計量法にもとづく検定を受け、すべての計量器を適切に校正して使用すること。

直接小売を行っていない場合にあっても、これに準じることが望ましい。

2.2 包装容器の規格基準

法令あるいはそれに準じた公的、準公的機関などにより規格基準の定められた包装容器については、規格に準拠したものを使用すること。

2.3 農産物検査法にもとづく玄米の検査

農産物検査法にもとづく検査を受けることが望ましい。

3、表示

3.1 JAS法及び有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格第5条

JASマークの様式及び表示、名称、原材料等の表記にあたっては、遵守しなければならない。

3.2 食品衛生法

関連事項を遵守すること。

3.3 品質表示基準

生鮮食料品の品質表示基準

加工食品品質表示基準

玄米・精米品質表示基準

遺伝子組換え食品の表示基準

などについて、遵守すること。

3.4 容器包装リサイクル法にもとづく材質の識別表示

定められた表示を行うこと。

3.5 栄養改善法

栄養成分等の表示を行う場合は、遵守すること。

3.6 景品表示法

有機農産物についての誇大な宣伝、有機認証制度の不適切な説明を行わないように注意すること。

例えば有機農産物の一般的説明として以下の記述は、最も代表的な不適切な説明です。

<不適切な例>

有機農産物は、3年以上農薬や化学肥料を一切使用せず栽培された農産物です。

3.7 米の未検査米としての出荷について

農産物検査法にもとづく検査を受けない米を小売販売する場合、玄米精米品質表示基準に定められた未検査米の表示方法にしたがった表示を行うこと。

別表 1 その他資材において遺伝子組換えの分別管理を求める

「原材料の生産段階」の範囲について

2007年2月17日

認証委員会により暫定指針として策定

2007年3月24日

有機中央会基準策定委員会策定

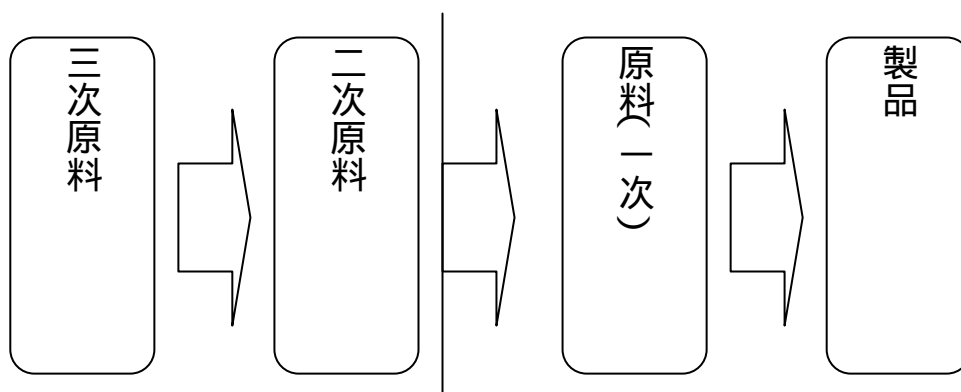
2007年5月12日

理事会承認

有機農産物の日本農林規格において、別表1の肥料及び土壌改良材について、「原材料の生産段階において組換えDNA技術を用いられていないものに限る」とされました。とうめん主要な4種類の資材については、附則2項により入手困難な場合は、適用が猶予されているが、その他の肥料及び土壌改良材については、経過措置が適用されない。

その他の肥料及び土壌改良材の場合は、何段階もの複雑な製造工程を辿る場合が多い。農業生産者が際限なく遡り調査することは困難であり、かつ、影響の程度を考えれば際限なく遡る必要はないと判断されます。どこまで、遡るかについて、以下のように判断しますので、この目安にしたがって、使用する資材について、適合性評価を実施していただきたい。なお、本会の審査はこの判断を適用します。この解釈の期限は、2006年10月告示の有機農産物の日本農林規格及び2007年1月公表の「有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&A」が、改正なく適用されている期間とします。

複雑な工程を経る肥料及び土壌改良資材の工程



1の場合の調査の線

<遡る範囲と適用>

1、原料が、その前工程における原料（ここでは2次原料）の遺伝子組換え体の遺伝子の特質を残していないことが確認されている物質の場合

図の の工程（調査の線より右）から製品にいたる工程において、遺伝子組換え技術がもたえられていないことを確認する。この場合、2次原料の分別管理を問わない。こうした場合に該当するものとして、エタノール、食用油などがある。

2、前項以外の場合

2次原料にあってもその由来も確認し、遺伝子組換え技術を用いたものと区別され、分別管理されていることを必要とする。したがって、2次原料自身から製品の完成までの工程で遺伝子組換え技術が用いられていないことを必要とする。これらが該当するものとしては、ナタネ粕、大豆粕、トウモロコシなどの遺伝子組換え体植物を単に粉碎しただけの粉、コーンスターチ、遺伝子組換え体を区別していない大豆を使用した豆腐やおから、遺伝子組換え体植物を食して育った家畜の糞尿などがある。

3、原料が農作物である場合は、生産段階とは、種子を含む、当該作物の栽培期間中及び収穫後の調製を含むと解釈する。

4、ただし、前1項から3項までにおいて、有機農産物日本農林規格の附則第2項の経過措置の適用される資材については、分別管理を問わない。

以上

周辺から禁止物質の飛来・流入の危険が認められていたため緩衝帯を指定されていた圃場において、飛来・流入の危険がなくなった場合の

緩衝帯の解除についての指針

2007年3月24日
有機中央会基準策定委員会策定
2007年5月12日
理事会承認

周辺から使用禁止資材の飛来もしくは流入の危険があり、緩衝帯を指定されてきた圃場が、周辺の状況変化により、飛来及び流入の危険がなくなった場合には、緩衝帯は解除されることとなります。しかし、すぐに解除できない場合があります。

この解除について、どの段階で行うべきかについて、以下のように考え方を示します。なお、この考え方の策定にともなって、2006年10月に認証委員会が策定した暫定基準は、廃止します。

1、 前提的確認事項

有機圃場が周辺より使用禁止資材の飛来もしくは流入を受けた場合には、その影響を受けた作期の作物は、有機農産物としての格付はできません。認定審査において、圃場の一部が周辺からの使用禁止資材の影響を受けることが确实と認められる場合には、あらかじめ緩衝帯などを設置し、緩衝帯部分の作物を格付から除外する処置が求められます。

緩衝帯とは、使用禁止資材の飛来及び流入を受け続けてきた場所です。ただし、当該圃場を管理する生産者が慣行圃場に使用する場合とは、明らかに圃場に与える影響の程度は異なります。

2、 考慮されるべきリスク

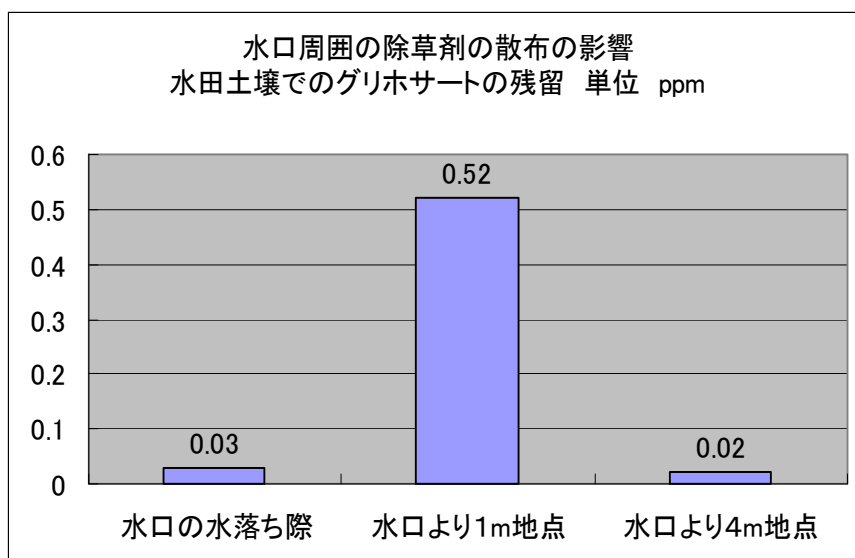
緩衝帯の解除には、使用禁止資材の飛来及び流入の影響が、飛来及び流入の危険がなくなった後に残る程度が考慮されます。

飛来及び流入の影響が土壌に残っていることが見込まれる場合には、栽培される作物の収穫部位（じゃがいもや人参などのような根菜類、葉菜類、米などのように種子部を収穫するものでは、リスクが異なる）及び作物の土壌残留農薬の吸収特性などを考慮し、そのリスクの程度に応じて、飛来・流入を受けなくなった後、一作以上収穫してから解除することが適切と判断します。なお、この期間は、有機栽培を始めてからの期間（転換期間）の基準を超えません。

飛来及び流入の土壌に残る影響を無視できる場合には、飛来・流入を受けた作期の作物が収穫終了した段階で、解除することができます。

3、 禁止物質の飛来及び流入が土壌に影響を残した例

実験 2



実験のロケーション

実験地の作物 水稻

水口をふたつの圃場が共用する水田であり、測定した圃場の隣接の経営者は境界畦畔にかなり濃厚に除草剤（グリホサート）を散布する。このため、水口の周囲にも除草剤が散布されていた。散布時の飛散・流入、その後雨水などによる流入が発生していると推定して測定した。水口からの距離ごとに、表層 5 cm ほどの土壌（水混じり）を採取して、その土壌に残留していたグリホサートを測定した。

4、 土壌に残留した農薬の作物による吸収特性の例

ドリリン剤を調べた北海道中央農業試験場の研究（1998 年）

「作物の有機塩素殺虫剤（ディルドリン）吸収特性」（乙部裕一・佐藤龍夫・北海道立農試集報 第 75 号 . p.21-24 (1998)）より抜粋

■ 非常に吸収しやすい作物

かぼちゃ、にんじん、ごぼう、きゅうり、馬鈴薯

■ 吸収しやすい作物

キャベツ、こまつな、大根、ほうれん草、長ねぎ、大豆、ごぼう、オーチャードグラス、クローバ

■ 吸収しにくい作物

なす、トマト、ミニトマト、ピーマン、ししとう、とうもろこし、小麦、水稻、そば、ひまわり、なたね、えんどう、小豆

* 参考資料についての注意

農薬の吸収特性は、作物別、農薬別にそれぞれ対応している。上記ドリリン剤の吸収性が高い作物が他の農薬についても吸収性が高いことを意味しているわけではない。

有機キウイフルーツの管理作業に使用されるエタノールについて

2002 年の春 認証委員会議論
2005 年 11 月 11 日 初回文書化

有機キウイフルーツの管理作業に使用されるエタノールについて、以下の基準で使用すること。

- 1、調整用等資材として使用されるか収穫・計量器具類やパックなどに使用され、キウイフルーツにエタノールが直接使用されるか接触する場合

食品に使用が可能なエタノールであること。

- 2、収穫・計量器具などに使用されるがふき取りなどによって、キウイフルーツに直接接触しないように管理される場合

有機農産物の日本農林規格第 4 条、輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係わる管理の基準、「有機農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤、その他の薬剤によって汚染されないように管理されていること」を満たすこと。

食品に使用が可能なエタノールであること。

- 3、剪定鋏やのこぎりなどの殺菌に使用される場合

かいよう病等の伝染を防止するために使用するものであるが、農作物や樹木及び圃場に使用するものでないので、有機農産物の日本農林規格の圃場における有害動植物防除の基準に規制されるものではない。したがって、このことにより有機農産物が汚染されないように管理されていること以外に規制は受けないものである。

ただし、用途からしてキウイフルーツに接触するリスクはきわめて少ないものであるが万一のことを考えて、食品に使用が可能なものであることが望ましい。

なお、圃場及び作物、樹木に直接使用することは、できません。

- 4、噴射剤の入ったスプレーについて

噴射剤がキウイフルーツに直接使用したり、残留した状態でキウイフルーツに接触する方法にあつては、いかなる噴射剤も使用することはできない。

使用の必要がない場合、例えば霧吹きなどで十分対応できる用途であれば、使用しない方が望ましい。

噴射剤の入ったスプレーなどでないとたいへん不具合な場合には、使用が認められる。その場合は、残留した状態でキウイフルーツに直接接触しないように、蒸散するに十分な時間を置くこと。

フロンなど環境汚染ガスの噴射剤が使用されたものは、避けなければならない。有機農産物の日本農林規格第 2 条の生産の原則に抵触する。

ラジコンヘリによる農薬散布の飛散調査

日本有機農業生産団体中央会

1、 測定 1

2006年8月実施（8月4日農薬散布実施。サンプル採取8月11日）

標準的な方法でラジコンヘリ散布行われた場合の飛散状況。なお、散布圃場が稲の丈程度高い位置にある。

飛散を受けた圃場との境界は、1.6mほどの畦で区分されている。（写真）

所定の残留農薬検査方法により稲体に残留していた農薬の濃度を測定した。測定農薬はフサライド。

散布時は、早朝5時台で無風。

観測地点	飛行ラインからの距離	検出値:単位ppm	備考
散布圃場の端付近	3.6m	4.47	散布対象圃場
散布圃場より1.6m	5.6m	0.95	畦1.6mをはさんでいる
散布圃場より4m	8m	0.58	

場所の様子:左がラジコンヘリ散布の実施された圃場。右がサンプルを採取した圃場。ラジヘリは、境界畦の散布圃場側（左）の内がわ4m付近を飛行した。

測定 2

2008年8月実施（8月8日ラジコンヘリ散布実施、サンプル採取8月9日）

標準の飛行高度の半分以下で飛ぶなど、有機圃場への飛散に注意する条件を遵守して散布が実施された。

所定の残留農薬検査方法により稲体に残留していた農薬の濃度を測定した。測定農薬はフサライド。

散布時は、早朝5時台で無風。

観測地点	飛行ラインからの距離	検出値:単位ppm	備考
畦際0m	7.3m	0.02	畦と植え付け幅は、1.5mある。
畦から1m	8.3m	0.02	
畦から2m	9.3m	検出せず	飛散がないということではなく、サンプルによる偶然と思われる。
畦から3m	10.3m	0.01	
畦から4m	11.3m	0.01	
畦から5m	12.3m	0.01	

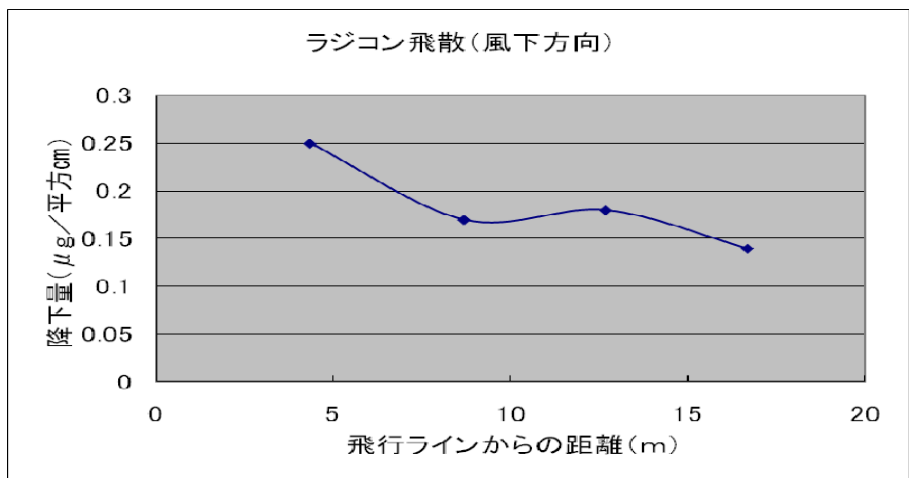
場所の様子:左がラジコンヘリ散布の実施された圃場。右がサンプルを採取した圃場。ラジヘリは、境界畦の散布圃場側（左）の内がわ5.8m付近を飛行した。

測定 3

2002年7月24日実施（標準の方法で散布、緩やかな風によって流れたケース）。測定1、2とは異なり、稲への残留ではなく、単位面積（1cm²）あたりのフサライドの降下量を測定したものである。し

たがって、量の多い、少ないの比較評価はできない。

緩やかな風にのった場合、かなり広範囲に流れることがわかる。飛行ラインから距離 5 m の手前 (4.35m) は、散布対象圃場の畦にあたる。隣接圃場に 10m 以上 (飛行ラインから 16m ほど) 入ったところでも、散布対象圃場の端の降下量の半分に減っていない。散布されるときの影響が大きいことを示している。



飛行の様子。右下は、降下量の測定板 (飛行ライン下)。

農薬等の薬剤の使用、保管、散布機材の管理

<管理対象案 1 >

ここでは、農産物の生産のために使用する農薬及び劇物・毒物に類するその他の薬剤（以下「農薬等の薬剤」と呼ぶ）の管理について定める。

<管理対象案 2 >

この規定では、農産物の生産・加工・販売のために使用する農薬を対象にし、農薬は農薬取締法の定義に準拠する

1、農薬使用

【管理のポイント（必須）】：農薬は、農薬取締法にもとづく安全使用基準にしたがって使用すること。

【管理のポイント（必須）】：農薬の使用について記録し、保管する。記録は、安全使用基準に係る5つのことがわかるように記録されなければならない。

2、農薬等の薬剤の保管・管理

【管理のポイント（必須）】：全ての農薬等の薬剤は施錠可能な建物において保管し、有機農産物の生産で認められていない農薬等の薬剤は有機管理区域外で保管する。

【適合基準】：全ての農薬等の薬剤が出入り口や窓に施錠できる納屋などの建物で保管されていること。農薬および劇物・毒物に類する薬剤は、施錠できる建物の中に別途施錠可能な専用の保管庫等の中に保管されていること。農薬等の薬剤を保管している建物や保管庫等の鍵の管理者を明確にして、関係者が施錠をきちんと実施していることが確認できること。

【管理のポイント（必須）】：農薬等の薬剤は、収穫物、他の機材や周辺環境を汚染しない状態で保管する。

【適合基準】：それぞれを保管する空間が別個に隔離されていることが望ましいが、やむを得ず同一の空間で保管を行なう場合、必要な汚染防止策を講じていることが確認できること。

実施例

同じ部屋内で農薬を、肥料、その他の薬剤、収穫物や他の機材と一緒に保管する場合、農薬および劇毒物はチャック付ビニール袋や硬質プラスチックの箱などに入れた上で保管庫に保管し、農薬および劇毒物の開封・計量・分取などが安全に行える空間と安全取扱のルールが定められていて、そのルールを遵守していて、肥料、その他の薬剤、収穫物や他の機材を汚染しないことが実地等で確認できること。肥料や他の機材は収穫物を汚染しない状態で保管されていること。

【管理のポイント（必須）】：農薬等の薬剤のラベルが明確に判読できる状態で保管する。

【適合基準】：購入当初のラベルが明確に判読できる状態で保管されていることが原則である。ただし、当初のラベルがはがれたか、はがれそうになった場合には、それをていねいに判読できるように張り直していること。ラベルが判読できないように汚れた場合は、最低、内容物の商品名、購入年月日や有効期限を記入したラベルを貼り直し、当初のラベルに記入されていた内容物の特性や注意事項などは、同一内容物の他のラベルや商品カタログなどによって容易に確認できる状態になっていること。

【管理のポイント(必須)】：農薬等の薬剤の在庫台帳を作成する。

【適合基準】：在庫台帳は最低3ヶ月に1回以上更新されていることが必要。審査時に購買伝票、栽培実績(使用記録)、在庫台帳、現時点での在庫量が一致すること。特に自家用野菜や庭木等で使用する農薬は、栽培実績が作成されていないことが多く、その場合は在庫台帳を出納形式で作成することが必要。

3、期限切れ農薬の扱い

【管理のポイント(推奨)】：期限切れの農薬等の薬剤を所持している場合は、誤使用を防ぐため回収処分までの間適切に管理する。

【適合基準】：開封してあるものはビニール袋等で密封した後、「廃棄予定農薬」等誤使用を防止する表示を行なった容器で保管を行なっていること。保管は最長1年までとする。購入先等により地域の回収システム(農協等)を利用できない場合は、処理委託等の情報収集を行なうことが必要。

4、農薬空き容器の処理

【管理のポイント(必須)】：農薬の空容器等は適切な洗浄処理を行なった後、法を遵守した処分を行う。

【適合基準】：地域のJA、農薬販売業者もしくは産業廃棄物処理業者との契約や処理の記録(伝票等)で適切に処理されていることを確認できること。

5、農薬散布機の使用後の処理

【管理のポイント(推奨)】：散布機械使用後の処理手順の確認

【適合基準】：タンク等を濯いだ水を水路などに流さないような作業手順が確立され、実施されていることが確認できる。

以上